

平成 30 年度以降の保育の受け皿拡大策について

平成 30 年度以降の本市の子ども・子育て支援政策について、本市が抱える待機児童解消や保育士確保等の課題解決に向けて、以下のような事業の新規創設等を既存補助金の再構築により実施します。

【再構築（案）】

－国庫補助事業の活用－

①【新規】保育士宿舍借り上げ支援事業

法人が借上げする場合 61,500 円/月（82,000 円×補助率 3/4）

②【新規】保育補助者雇上強化事業

定員 120 人以内 2,215,000 円/年、定員 121 人以上 4,430,000 円/年

③【新規】保育体制強化事業（実施は H31 から（予定））

1 施設 90,000 円/月

－市単独事業－

①【時限付継続】保育士等処遇改善事業（2,000 円/月）

国の処遇改善の前倒しとして時限実施、国の処遇改善実施に合わせて今後廃止

②【新規】待機児童受入促進事業

施設整備時の認可定員を超えた受入れ園に対し奨励的補助（0～2 歳児）

③【新規】「3 歳の壁」対策事業（実施は H31 から（予定））

小規模保育事業所の卒園児を連携枠により受入れする園に補助（3 歳児）

④【新規】保育人材育成研修参加支援事業

市が主催する研修に民間施設保育士を参加させる園に支援（補助率 1/2）

⑤【新規】保育士確保就職フェア開催支援

市及び法人で組織する実行委員会による開催への補助（負担金）（補助率 1/2）

⑥【新規】新たな待機児童受入れ促進

○保育士処遇改善研修事業（補助率 10/10）

処遇改善Ⅱの要件となるキャリアアップ研修の受講料を補助し、保育士の処遇改善に繋げるとともに、保育の質の向上及び保育士確保に繋げる。

○保育環境充実事業

・保育の受け皿拡大（補助率 1/2）

大規模改修を伴わずに保育室等の拡充を図り、待機児童解消のための定員拡大に繋がる保育室及び園庭拡大に資する工事について、補助を行う。

・保育の質の確保（補助率 10/10）

保育の受け皿拡大と併せた「保育の質の確保」として、民間園で行う保育の質の向上（保育内容の充実）に要する経費について補助

※保育の質の向上（保育内容の充実）に要する経費

教材教具、遊具、書棚 など（人件費への充当は不可）

【留意点】 上記事業に伴い現行の運営補助は組み替え（廃止）